

令和7年度山江村再生可能エネルギー事業実施準備支援業務委託に
係る公募型プロポーザル実施要領

山江村 企画調整課

令和7年10月

1. 目的

山江村（以下、「村」という。）では、2022 年 12 月にゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050 年までの二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指している。また、2023 年 12 月には村の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギーを活用した地域の活性化を目的に温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標、将来ビジョン、将来ビジョン実現に向けた具体的活動指標を定めた「山江村再生可能エネルギー導入計画」を、また本年 1 月には「山江村再生可能エネルギーゾーニング計画」を策定し、本年 6 月に公開した。

本業務では上記取り組みを踏まえ、再生可能エネルギーの導入事業を進めていくために、事業の推進体制や実施方針を検討していく。

本実施要領は、委託者の選定にあたり公募型プロポーザル方式により、豊富な経験と高い専門知識を有し、且つ本村の特性を十分理解し、地域住民や関係者の意見を柔軟に対応しながら具体的施策等を提案できる事業者から広く提案を募り、最適な業務委託者を選考するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務番号 山企業委第 55 号
- (2) 業務名称 令和 7 年度山江村再生可能エネルギー事業実施準備支援業務委託
- (3) 業務内容 別紙「令和 7 年度山江村再生可能エネルギー事業実施準備支援業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約の日から令和 8 年 3 月 27 日まで
- (5) 事業費限度額 6, 9 6 9, 6 0 0 円（消費税額及び地方消費税額含む。）

（※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格についてはこの範囲で別途算定する。）

3. 担当課

山江村 企画調整課 企画調整係

所在地 〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1356 番地の 1

電 話 0966-23-3112（直通）

メールアドレス kikaku@vill.yamae.lg.jp

ホームページ URL <http://www.vill.yamae.lg.jp>

4. 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 本業務と同種・類似の業務の実績経験を有し、過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）に、その業務を完了した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き等の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 山江村暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

5. 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおり。

表5－1 選考スケジュール表

内容	期間等
公募の開始	令和7年10月14日（火） ※山江村ホームページにて提出書類等のダウンロードが可能。
質問の受付	令和7年10月14日（火）から令和7年10月21日（火）正午まで ※メール送信後、企画調整課に送信確認の電話を行うこと。 ※質問の回答は、令和7年10月22日（水）までにホームページにて公開。
参加申込み	令和7年10月14日（火）から令和7年10月24日（金）午後3時まで 土日を除く午前9時から午後5時まで（郵送の場合は必着）。 ※参加資格の確認を行う。また、参加申請提出書類の提出者が5者を超える場合は、参加申請提出書類で予備審査を行い、5者を選定する。 令和7年10月27日（月）までに確認の結果を電子メールで通知。
企画提案書等の提出	参加確認結果通知後から令和7年11月4日（金）まで 土日を除く午前9時から午後5時まで（郵送の場合は必着）。
プレゼンテーション（予定）	令和7年11月中旬に企画提案のプレゼンテーションを予定。プレゼンテーションの時間等の詳細内容は、電子メールにて、企画提案書等の提出を依頼する事業者に連絡。 ※プレゼンテーションを実施しない場合もある。
結果通知	令和7年11月下旬に選考結果を電子メールにて通知する。

契約締結	令和 7 年 11 月末日までに契約締結を予定。
------	--------------------------

6. 参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加申込に必要な書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和 7 年 10 月 14 日（火）から令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 3 時まで
土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は必着）。

(2) 参加申請提出書類

参加申請提出書類は次の表のとおり。書類提出は日本興業規格による A 4 判の規格によることとし、左綴じで作成すること。

表 6－1 参加申請提出書類一覧

参加申請提出書類	部数	様式
参加申込書	1 部	様式 1 ※代表者印を押印。
誓約書	1 部	様式 2 ※代表者印を押印。
業務経歴書	5 部	様式 3 （体裁の変更は可能。）
実施体制調書	5 部	様式 4 （体裁の変更は可能。）
担当者の資格等調書	5 部	様式 5 （体裁の変更は可能。）

(3) 提出方法

「実施要領 3. 担当課」あてに参加申請提出書類を持参又は郵送により提出すること。

(4) 参加資格の確認等

参加申請提出書類を基に参加資格の確認を行う。また、参加申し込みが 5 者を超えた場合は、参加申請提出書類で予備審査を行い、企画提案書の提出をお願いする事業者（以下、参加事業者）を 5 者程度選定する。

結果については、令和 7 年 10 月 27 日（月）までに電子メールで通知する。

7. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は次のとおり実施する。

(1) 受付期間

令和 7 年 10 月 14 日（火）から令和 7 年 10 月 21 日（火）正午まで

(2) 提出方法

質問書（様式 10）に必要事項を記入し、担当課あてに電子メールで提出すること。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。メール送信後、担当課へ送信確認の電話を行う。なお、電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答しないものとする。

（3）質問の回答は、令和 7 年 10 月 22 日（水）正午までにホームページにて公開。

8. 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり企画提案に必要な書類（以下、企画提案提出書類）を持参又は郵送により提出すること。なお、提案は 1 者につき 1 つの提案に限る。

（1）提出期間

参加資格確認結果通知後から令和 7 年 11 月 4 日（火）まで
土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（郵送の場合は必着）

（2）企画提案提出書類

企画提案提出書類は次の表のとおりです。企画提案提出書類は日本工業規格による A4 判の規格によることとし、左綴じで作成すること。

なお、様式 6 から様式 8 の書類については、作成した事業者名を特定できる内容の記述はしないこと。

表 8－1 企画提案提出書類一覧

提出書類	部数	注意事項
企画提案書届出書	1 部	様式 6 ※代表者印を押印。
企画提案書	5 部	任意様式※下記作成方法参照。
業務工程表	5 部	様式 7 （体裁の変更は可能。）
見積書	2 部	様式 8 （体裁の変更は可能。）
積算内訳書	2 部	任意様式※見積書内に記載の場合は省略可。

（3）企画提案書の作成方法

ア A4 版 10 ページ（又は A3 版 5 ページ）以内とし、ページ番号を付番とすること。

イ 内容については、業務の具体的内容や実施方法を順序立てて説明する構成として記載すること。

ウ 文書を補完するための写真、イラスト、グラフ等の使用は任意とする。

9. 審査方法

審査は、参加事業者の提案の内容に基づき「(仮称) 山江村再生可能エネルギーゾーニング計画支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、審査する。

(1) 評価

評価は、企画提案を基に、別紙「評価基準表」により行う。評価の合計点が上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点契約予定事業者として決定。最高得点に同数があつた場合は、審査委員会が決定。

なお、選考にあたり、審査委員会において最低基準を設ける。また、参加事業者が1社の場合も選考を行うが、全ての参加事業者の提案が最低基準を満たさなかつた場合は、再度公募を行うものとする。

契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかつた場合には、次点契約予定事業者を契約予定事業者とする。

(2) プレゼンテーション (予定)

プレゼンテーション (ヒアリング) を行うことを予定している。プレゼンテーションの実施は、令和7年11月中旬を予定している。(場合によっては、プレゼンテーションを実施しない場合もある。)

プレゼンテーションを実施する場合は、出席者は管理責任者となるものを含む3名以内とし、時間は20分以内。その後、質疑応答含むヒアリング (時間は10分以内) を行う予定。

(3) 選考結果

選考結果は、令和7年11月下旬に参加事業者電子メールで通知する予定。

(4) その他

ア プレゼンテーションでプロジェクター等が必要な場合は、担当課に事前に連絡すること。電源、プロジェクター、スクリーンについては山江村で用意するが、パソコンについては各参加事業者にて準備すること。

イ 管理責任者として予定している者は出席すること。

ウ プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能な内容の表現 (事業者名、事業者のロゴ、標語等の表示等) はしないこと。

エ 審査委員会での選考は非公開とする。

オ 選考結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

10. 結果の公表

選考結果については、山江村ホームページで公表する予定。

11. 契約の締結

本業務の契約予定事業者に選定された者は、本村と協議の上、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとする。

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ① 保険会社との間に山江村を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
- ② 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(2) 前払金の有無

有（請負代金の 10 分の 3 以内）

(3) この業務に直接関連する他の業務の委託契約をこの業務の受託者との随意契約により締結する予定の有無

無

12. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を越えている場合
- (5) プレゼンテーションを実施する場合に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく審議に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用はすべて参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めないものとする。
- (3) 山江村と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。

- (4) 山江村と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式 7）」に記載する内容を基に山江村と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、山江村の許可なく業務工程の変更はできないものとする。
- (5) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属する。ただし、山江村がこの公募型プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (6) 提出された書類は返却しないものとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山江村情報公開条例（平成 15 年条例第 6 号）に基づき提出書類の公開について判断する。
- (8) 「参加申し込み」の後に辞退する場合は、辞退届（様式 10）を提出するものとする。